

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

改正案	現行
<p>(禁止行為)</p> <p>第一百七十七条 法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 二十四 (略)</p> <p>二十四の二 令第二十六条の二の二第一項に規定する決済措置（次号、第五百七十七条第一項及び第五百五十八条の二において単に「決済措置」という。）に係る有価証券の調達先の確認をせずに、空売り又は当該空売りの委託の取次ぎを行う行為</p> <p>二十四の三 あらかじめその有価証券を所有し、調達し、又は調達するための措置を講ずることなく、決済措置として有価証券の貸付けを約する行為</p> <p>二十四の四 一般信用取引（信用取引のうち、信用取引の決済に必要な金銭又は有価証券を、金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場又は認可金融商品取引業協会が開設する店頭売買有価証券市場の決済機構を利用して貸付けを受ける取引以外のものをいう。）に係る有価証券（令第二十六条の二の二第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する金融庁長官が指定する有価証券に限る。）を所有し、調達し、又は調達するための措置を講ずることなく、その売付けを受託し、又はその売付けの</p>	<p>(禁止行為)</p> <p>第一百七十七条 法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 二十四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

委託の取次ぎの申込みを受ける行為

二十四の五 有価証券（預託を受けていないものに限る。以下この号において同じ。）の売付けの委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し当該売付けに係る有価証券の管理の方法又は当該売付けが有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号。以下「取引等規制府令」という。）第十条各号若しくは第十一条各号の取引のいずれかに該当するものであることの確認をすることなく、金融商品取引所若しくは認可金融商品取引業協会又は金融商品取引所の会員等若しくは認可金融商品取引業協会の会員に対して当該有価証券の売付けが空売りでないことを明らかにし、又は当該売付け若しくは当該売付けの委託の取次ぎを行う行為

二十五～二十八 （略）

2 （略）

（業務に関する帳簿書類）

第一百五十七条 法第四十六条の二の規定により金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下この款において同じ。）が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一～三 （略）

三の二 決済措置の確認に係る記録

三の三 決済措置適用除外取引の確認に係る記録

三の四 第一百七十七条第一項第二十四号の五の確認に係る記録

（新設）

二十五～二十八 （略）

2 （略）

（業務に関する帳簿書類）

第一百五十七条 法第四十六条の二の規定により金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下この款において同じ。）が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一～三 （略）

（新設）

（新設）

（新設）

四〇十七 (略)

2 前項第一号、第二号及び第十六号ハに掲げる帳簿書類は、その作成の日(同項第二号に掲げる帳簿書類にあつては、その効力を失つた日)から五年間、同項第三号から第三号の四まで及び第十七号ニに掲げる帳簿書類は、その作成の日から七年間、同項第四号から第十五号まで、第十六号(同号ハを除く。)及び第十七号(同号ニを除く。)に掲げる帳簿書類は、その作成の日(同項第十六号イ及び第十七号イに掲げる帳簿書類にあつては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日)から十年間保存しなければならない。

(決済措置の確認に係る記録)

第百五十八条の二 第百五十七条第一項第三号の二の決済措置の確認に係る記録には、令第二十六条の二の二第一項又は第二項(これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。)の規定により確認した内容に関し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 顧客の氏名又は名称
- 二 確認年月日
- 三 決済措置に係る有価証券の調達先の商号若しくは名称又は氏名
- 四 令第二十六条の二の二第一項又は第二項(これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。)の規定により確認した決済措置の内容

(決済措置適用除外取引の確認に係る記録)

四〇十七 (略)

2 前項第一号、第二号及び第十六号ハに掲げる帳簿書類は、その作成の日(同項第二号に掲げる帳簿書類にあつては、その効力を失つた日)から五年間、同項第三号及び第十七号ニに掲げる帳簿書類は、その作成の日から七年間、同項第四号から第十五号まで、第十六号(同号ハを除く。)及び第十七号(同号ニを除く。)に掲げる帳簿書類は、その作成の日(同項第十六号イ及び第十七号イに掲げる帳簿書類にあつては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日)から十年間保存しなければならない。

(新設)

第百五十八条の三 第百五十七条第一項第三号の三の決済措置適用除外取引の確認に係る記録には、受託した有価証券（令第二十六条の二の二第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する金融庁長官が指定する有価証券に限る。以下この条において同じ。）の空売りが取引等規制府令第九条の三第二十号から第三十六号まで又は第九条の四第十五号から第十九号までに掲げる取引として行うものであることを確認する場合における当該空売りの内容に
関し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 顧客の氏名又は名称
- 二 確認年月日
- 三 空売りに係る有価証券の銘柄
- 四 取引等規制府令第九条の三第二十号から第三十六号まで又は第九条の四第十五号から第十九号までに掲げる取引のいずれに該当するかの別及びその取引の具体的な内容

（第百七十七条第一項第二十四号の五の確認に係る記録）

第百五十八条の四 第百五十七条第一項第三号の四の第百七十七条第一項第二十四号の五の確認に係る記録には、同号の確認をした内容に
関し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 顧客の氏名又は名称
- 二 確認年月日
- 三 有価証券の銘柄
- 四 確認をした有価証券の管理の方法又は取引等規制府令第十条各

（新設）

（新設）

号若しくは第十一条各号の取引のいずれに該当するかの別及びその取引の具体的な内容

(業務に関する帳簿書類)

第八十一条 法第四十七条の規定により金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者を除く。以下この款において同じ。)が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一 第一百五十七条第一項第一号及び第二号(同号ハを除く。)に掲げる帳簿書類

二 第二種金融商品取引業を行う者であるときは、次に掲げる帳簿書類

イ 第一百五十七条第一項第三号から第九号までに掲げる帳簿書類

ロ 特定有価証券等管理行為に係る分別管理の状況の記録

三 投資助言・代理業を行う者であるときは、第一百五十七条第一項第十六号に掲げる帳簿書類

四 投資運用業を行う者であるときは、第一百五十七条第一項第十七号に掲げる帳簿書類

2 前項第一号及び第三号(第一百五十七条第一項第十六号ハに掲げる帳簿書類に限る。)に掲げる帳簿書類は、その作成の日(前項第一号(同条第一項第二号に掲げる帳簿書類に限る。))に掲げる帳簿書類にあつては、その効力を失った日)から五年間、前項第二号(同条第一項第三号から第三号の四までに掲げる帳簿書類に限る。)及び第四号(同条第一項第十七号ニに掲げる帳簿書類に限る。)に掲

(業務に関する帳簿書類)

第八十一条 法第四十七条の規定により金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者を除く。以下この款において同じ。)が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一 第一百五十七条第一項第一号及び第二号(同号ハを除く。)に掲げる帳簿書類

二 第二種金融商品取引業を行う者であるときは、次に掲げる帳簿書類

イ 第一百五十七条第一項第三号から第九号までに掲げる帳簿書類

ロ 特定有価証券等管理行為に係る分別管理の状況の記録

三 投資助言・代理業を行う者であるときは、第一百五十七条第一項第十六号に掲げる帳簿書類

四 投資運用業を行う者であるときは、第一百五十七条第一項第十七号に掲げる帳簿書類

2 前項第一号及び第三号(第一百五十七条第一項第十六号ハに掲げる帳簿書類に限る。)に掲げる帳簿書類は、その作成の日(前項第一号(同条第一項第二号に掲げる帳簿書類に限る。))に掲げる帳簿書類にあつては、その効力を失った日)から五年間、前項第二号(同条第一項第三号に掲げる帳簿書類に限る。)及び第四号(同条第一項第十七号ニに掲げる帳簿書類に限る。)に掲げる帳簿書類は、そ

げる帳簿書類は、その作成の日から七年間、前項第二号（同条第一項第三号から第三号の四までに掲げる帳簿書類を除く。）、第三号（同条第一項第十六号ハに掲げる帳簿書類を除く。）及び第四号（同条第一項第十七号ニに掲げる帳簿書類を除く。）に掲げる帳簿書類は、その作成の日（同条第一項第十六号イ及び第十七号イに掲げる帳簿書類にあつては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日）から十年間保存しなければならない。

（業務に関する帳簿書類）

第百八十四条 法第四十八条の規定により登録金融機関が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

- 一 第百五十七条第一項第一号及び第二号（同号ハを除く。）に掲げる帳簿書類
- 二 登録金融機関業務のうち、金融商品仲介業務、投資助言・代理業及び投資運用業以外のものについては、第百五十七条第一項第三号から第十一号まで、第十三号及び第十四号に掲げる帳簿書類
- 三 金融商品仲介業務については、次に掲げるもの
 - イ 金融商品仲介補助簿
 - ロ 金融商品仲介預り明細簿
- 四 投資助言・代理業を行う者であるときは、第百五十七条第一項第十六号に掲げる帳簿書類
- 五 投資運用業を行う者であるときは、第百五十七条第一項第十七号に掲げる帳簿書類

の作成の日から七年間、前項第二号（同条第一項第三号に掲げる帳簿書類を除く。）、第三号（同条第一項第十六号ハに掲げる帳簿書類を除く。）及び第四号（同条第一項第十七号ニに掲げる帳簿書類を除く。）に掲げる帳簿書類は、その作成の日（同条第一項第十六号イ及び第十七号イに掲げる帳簿書類にあつては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日）から十年間保存しなければならない。

（業務に関する帳簿書類）

第百八十四条 法第四十八条の規定により登録金融機関が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

- 一 第百五十七条第一項第一号及び第二号（同号ハを除く。）に掲げる帳簿書類
- 二 登録金融機関業務のうち、金融商品仲介業務、投資助言・代理業及び投資運用業以外のものについては、第百五十七条第一項第三号から第十一号まで、第十三号及び第十四号に掲げる帳簿書類
- 三 金融商品仲介業務については、次に掲げるもの
 - イ 金融商品仲介補助簿
 - ロ 金融商品仲介預り明細簿
- 四 投資助言・代理業を行う者であるときは、第百五十七条第一項第十六号に掲げる帳簿書類
- 五 投資運用業を行う者であるときは、第百五十七条第一項第十七号に掲げる帳簿書類

2 前項第一号及び第四号(第百五十七条第一項第十六号ハに掲げる帳簿書類に限る。)に掲げる帳簿書類は、その作成の日(前項第一号(同条第一項第二号に掲げる帳簿書類に限る。))に掲げる帳簿書類にあっては、その効力を失った日)から五年間、前項第二号(同条第一項第三号から第三号の四までに掲げる帳簿書類に限る。)、第三号イ及び第五号(同条第一項第十七号ニに掲げる帳簿書類に限る。))に掲げる帳簿書類は、その作成の日から七年間、前項第二号(同条第一項第三号から第三号の四までに掲げる帳簿書類を除く。)、第三号ロ、第四号(同条第一項第十六号ハに掲げる帳簿書類を除く。))及び第五号(同条第一項第十七号ニに掲げる帳簿書類を除く。))に掲げる帳簿書類は、その作成の日(同条第一項第十六号イ及び第十七号イに掲げる帳簿書類にあっては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日)から十年間保存しなければならない。

2 前項第一号及び第四号(第百五十七条第一項第十六号ハに掲げる帳簿書類に限る。)に掲げる帳簿書類は、その作成の日(前項第一号(同条第一項第二号に掲げる帳簿書類に限る。))に掲げる帳簿書類にあっては、その効力を失った日)から五年間、前項第二号(同条第一項第三号に掲げる帳簿書類に限る。)、第三号イ及び第五号(同条第一項第十七号ニに掲げる帳簿書類に限る。))に掲げる帳簿書類は、その作成の日から七年間、前項第二号(同条第一項第三号に掲げる帳簿書類を除く。)、第三号ロ、第四号(同条第一項第十六号ハに掲げる帳簿書類を除く。))及び第五号(同条第一項第十七号ニに掲げる帳簿書類を除く。))に掲げる帳簿書類は、その作成の日(同条第一項第十六号イ及び第十七号イに掲げる帳簿書類にあっては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日)から十年間保存しなければならない。